

平成28年度から水道料金を全地域で統一します

簡易水道事業は、これまで国等の支援により、上水道事業に比べ低水準の料金で運営してきましたが、「安心・安全な水の安定した供給」を目的に、財政基盤の強化を図るため、平成28年4月から上水道事業と統合し、運営していきます。

事業の統合に伴い、簡易水道事業の水道料金及び分担金を、次のとおり上水道事業の水道料金及び加入金に統一します。なお、下水道料金の改定はありません。

○簡易水道料金 <平成28年5月分請求まで> (10円未満切り捨て)

基本料金 (10 m ³ まで)
1,760 円

+

超過料金 (1 m ³ につき)
185 円

+

消費税 8%

○上水道料金 <平成28年6月請求分から> (10円未満切り捨て)

基本料金 (10 m ³ まで)
1,810 円

+

量水器使用料	
量水器口径	使用料
13 mm	100 円
20 mm	200 円
25 mm	210 円
30 mm	340 円
40 mm	400 円
50 mm	2,000 円
75 mm	2,600 円

+

超過料金 (1 m ³ につき)
11 m ³ ~50 m ³ 200 円
51 m ³ ~ 220 円

+

消費税 8%

○簡易水道事業分担金 (税込) <平成28年3月31日まで>	
量水器口径	分 担 金
13 mm	108,000 円
20 mm	162,000 円
25 mm	324,000 円
30 mm	540,000 円
40 mm	864,000 円
50 mm	1,296,000 円
75 mm	市長が別に定める額

➡

○上水道事業加入金 (税込) <平成28年4月1日から>	
量水器口径	加 入 金
13 mm	211,000 円
20 mm	317,000 円
25 mm	423,000 円
30 mm	635,000 円
40 mm	1,058,000 円
50 mm	1,906,000 円
75 mm	3,390,000 円

安心・安全な水道供給を次世代に引き継ぐため、水道料金の統一にご理解をお願いします。

私たちの生活に必要な不可欠な水道事業は、皆さんから納入される水道料金等を財源に、独立採算を原則とした企業会計制度により運営されています。

水道料金は、安心して安全な水を安定して供給するために、水道施設の整備や古い水道管の交換などに使われています。



問 水道課総務G **☎**52-0427